

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月11日

【四半期会計期間】 第122期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 リンテック株式会社

【英訳名】 LINTEC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 弘之

【本店の所在の場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【縦覧に供する場所】 リンテック株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区新町一丁目4番24号)

リンテック株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第121期 第2四半期 連結累計期間	第122期 第2四半期 連結累計期間	第121期
会計期間		自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日
売上高	(百万円)	100,489	106,529	207,255
経常利益	(百万円)	8,400	9,796	17,901
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	6,059	6,451	11,659
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,848	6,764	18,614
純資産額	(百万円)	159,497	176,594	171,674
総資産額	(百万円)	229,606	243,476	237,444
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	84.00	89.43	161.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	83.89	89.30	161.41
自己資本比率	(%)	69.0	72.1	71.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,666	8,282	15,485
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	231	3,782	5,104
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,435	1,986	3,135
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	54,068	58,411	56,050

回次		第121期 第2四半期 連結会計期間	第122期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年 7月 1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	45.22	39.44

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において設立した LINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITED (シンガポール、持株会社)を、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含め、主要な関係会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国では個人消費が引き続き堅調に推移し、欧州では緩やかながらも回復基調をたどりました。一方、アジア地域では中国を中心に景気減速が鮮明になりました。我が国においては、円安効果などにより企業業績は改善しているものの、中国向け輸出の減少や個人消費に伸びを欠くなど、景気を持ち直しに足踏みが見られました。

このような経営環境の中、当社グループでは、昨年4月からスタートした中期経営計画「LIP-2016」の2年目に入り、各課題への取り組みをさらに強化しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は106,529百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は9,632百万円（同10.0%増）、経常利益は9,796百万円（同16.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は6,451百万円（同6.5%増）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

(印刷材・産業工材関連)

当セグメントの売上高は44,433百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は1,311百万円（同24.8%減）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの状況は次のとおりです。

<印刷・情報材事業部門>

シール・ラベル用粘着製品は海外においては中国、アセアン地域の景気減速の影響を受けるなど伸びを欠きましたが、国内では飲料・医薬用などを中心に堅調に推移しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

<産業工材事業部門>

ウインドーフィルムは中国の景気低迷の影響などもあり低調であったものの、二輪を含む自動車用粘着製品はインドやアセアン地域において堅調に推移しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

(電子・光学関連)

当セグメントの売上高は43,420百万円（前年同期比10.3%増）、営業利益は6,010百万円（同15.7%増）となりました。当セグメントの事業部門別の売上げの状況は次のとおりです。

<アドバンストマテリアلز事業部門>

半導体関連粘着テープはスマートフォンなどの需要効果により大幅に伸長しましたが、半導体関連装置は前年同期並みとなりました。積層セラミックコンデンサー製造用コートフィルムはスマートフォンや自動車用などの需要効果により大幅に伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

<オプティカル材事業部門>

液晶ディスプレイ関連粘着製品はスマートフォンなどの需要効果により堅調に推移しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

(洋紙・加工材関連)

当セグメントの売上高は18,675百万円(前年同期比1.6%増)、営業利益は2,274百万円(同28.6%増)となりました。当セグメントの事業部門別の売り上げの状況は次のとおりです。

<洋紙事業部門>

主力のカラー封筒用紙は前年同期並みに推移しましたが、耐油紙はコンビニエンスストアやファストフード店向けなどの需要効果により増加しました。この結果、当事業部門は前年同期に比べ増加となりました。

<加工材事業部門>

粘着製品用剥離紙は低調に推移しましたが、炭素繊維複合材料用工程紙は航空機用を中心に伸長しました。この結果、当事業部門は前年同期並みとなりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は243,476百万円となり、前連結会計年度末に比べて6,032百万円の増加となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「現金及び預金」の増加	1,544百万円
・「受取手形及び売掛金」の増加	496百万円
・「たな卸資産」の増加	1,524百万円
・「有形固定資産」の増加	1,601百万円

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は66,882百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,112百万円の増加となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「支払手形及び買掛金」の増加	1,026百万円
-----------------	----------

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は176,594百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,920百万円の増加となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「利益剰余金」の増加	4,575百万円
-------------	----------

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は58,411百万円となり、前第2四半期連結累計期間末に比べ、4,342百万円の増加(前年同期比8.0%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間に比較して1,384百万円減少の8,282百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「税金等調整前四半期純利益」の増加	827百万円
・「売上債権の増減額」の減少	2,174百万円
・「仕入債務の増減額」の増加	1,110百万円
・「法人税等の支払額又は還付額」の減少	957百万円

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間に比較して3,551百万円減少の3,782百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「定期預金の払戻による収入」の減少	951百万円
・「有形固定資産の取得による支出」の減少	1,785百万円

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間に比較して550百万円減少の1,986百万円となりました。主な増減要因は以下のとおりです。

・「配当金の支払額」の減少 360百万円

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））の一つとして、次の または に該当する買付またはその提案（以下、このような買付行為等を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針として、大規模買付行為時における事前の情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しております。

当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合および

その特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1. 大規模買付ルール継続の必要性

平成27年3月末現在の当社の株主構成上、株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は低いと考えておりますが、今後、当社グループが成長していく過程で、資本市場からの資金調達を行う可能性もあり、その場合には株主の持株比率が希釈化されることとなります。また、近年、外国人持株比率が増加するなど、株式並びに株主の流動化が進む傾向も見られています。

このような情勢に鑑みると、株主、顧客、取引先、従業員その他利害関係者の利益を含む、当社の企業価値を毀損しひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあるといわざるをえません。

将来、既存株主に思わぬ損害が発生することを避けるために「大規模買付ルール」を継続すべきと考えております。

2. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えております。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えております。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えられ、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保するため、下記「5. 大規模買付ルールの内容」で後述する「大規模買付ルール」を設定・開示し、大規模買付者に対して「大規模買付ルール」の遵守を求めるとともに、「大規模買付ルール」が遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる方針であります。

なお、「大規模買付ルール」の有効期限の延長につきましては、当社および当社株主の皆様にとって非常に重要な決定事項であり、株主総会決議にて行うべきと考えております。

3. 大規模買付ルールの合理性

当社取締役会は、「大規模買付ルール」が会社法施行規則第118条第3号八に定める要件、すなわち、

基本方針に沿うものであること

当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

に該当していると判断しております。その理由は、次の各項目に記載のとおりであります。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

「大規模買付ルール」は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める次の三原則を全て満たしております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意の原則

必要性・相当性確保の原則

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

「大規模買付ルール」は、上記「2.大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方」に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報と、判断するための時間を確保し、また、当社が株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うことを可能とするために定めているものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的として導入しているものであります。

(3)株主の意思を重視するものであること

「大規模買付ルール」は、株主総会にて導入・廃止・有効期限の延長を行うものであり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

「大規模買付ルール」では、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除するため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性があると認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成された独立委員会を設置いたします。

また、独立委員会による勧告は必ず公表することにしており、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するため、株主の皆様には公正な判断を下せるよう、透明性を高める運営の仕組みを構築しております。

(5)合理的な客観的発動要件の設定

「大規模買付ルール」は、下記「6.大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり合理的かつ客観的な発動要件が充たされない限り、対抗措置が発動されないように規定しており、独立委員会による勧告など、当社取締役会によって恣意的な発動がなされることを排除するための仕組みを確保しております。

(6)デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策でないこと

「大規模買付ルール」は、下記「8.大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者等が自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により廃止することが可能です。従って「大規模買付ルール」は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではございません。

また、当社は期差任期制を採用しておりませんので、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができずにその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもございません。

4.当社グループの企業価値の向上のために行う取り組み

(1)会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンテージ(結合)"と"テクノロジー"、および社は「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、誰からも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘着応用技術」「表面改質技術」「特殊紙・剥離材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

(2)中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、平成26年4月から平成29年3月までの3か年を対象とする中期経営計画「LINTEC INNOVATION PLAN 2016 (LIP 2016)」を策定し、スタートさせております。その概要は、以下のとおりです。

「LIP-2016」の基本方針

新中期経営計画「LIP-2016」では、「攻めの経営と間断なきイノベーションで成長軌道を取り戻す」という基本方針を掲げ、国内事業の持続的な成長を図りつつ、今後も経済発展が見込まれる国や地域での事業規模の拡大、次世代を担う革新的新製品の創出、事業戦略をスピーディーに実現するためのM & Aの推進など、各重点テーマについて積極果敢に取り組んでまいります。

同時に、これまで社員の行動の中にしっかりと根付いてきたイノベーションの精神をさらに深化させながら、コスト改革活動を強化し、経営環境に左右されることのない強靱な企業体質を築き上げてまいります。

重点テーマ

1) グローバル展開のさらなる推進

- (a) アジア地域を中心とした海外事業の拡大
- (b) 未進出地域での事業基盤づくり

2) 次世代を担う革新的新製品の創出

- (a) 新製品の創出による新市場・新需要の開拓
- (b) 新製品の創出のための研究開発基盤の強化

3) 強靱な企業体質への変革

- (a) コスト競争力の強化
- (b) 選択と集中

4) 戦略的M & Aの推進

- (a) 成長戦略としてのターゲットの明確化
- (b) M & A推進体制の強化

5) 人財の育成

- (a) グローバル人材の確保と育成
- (b) 継続的な階層別研修の実施

(3) コーポレート・ガバナンスの充実・強化のための取り組み

当社グループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定および効率的な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考え、その充実・強化を通じて当社グループの企業価値および株主共同利益の更なる向上を目指してまいります。

その具体的な取り組みとして、取締役の任期を1年とし、株主の皆様に対する取締役の責任を明確にしているほか、平成23年6月24日開催の当社第117期定時株主総会および同日開催の当社取締役会において執行役員制度を導入し、経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離いたしました。これにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図っております。

また、取締役会の監督機能を強化するため、平成27年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行いたしました。コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を目指してまいります。

なお、当社においては、上場取引所の基準において独立性の認められる社外取締役が複数おります。

5. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称および住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに、「大規模買付ルール」に従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

(2) 情報提供

次に、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提供を求める必要情報のリストを交付します。大規模買付者に提供を求める情報は、当社株主の皆様への適切な判断ならびに当社取締役会および下記「6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で後述する独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）による適切な評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）とします。大規模買付者には、本必要情報のリストの受領後、速やかに本必要情報を書面にて当社取締役会に対して提供していただくこととし、当社取締役会は本必要情報の記載書面を受領後、直ちに独立委員会にも提供いたします。

なお、本必要情報の記載書面における使用言語は日本語に限りません。

(3)情報提供の内容

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりであります。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け並びに資金調達の内容および条件

大規模買付行為の完了後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における従業員、取引先、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

なお、大規模買付者に当初提供していただいた情報が、大規模買付行為に関する当社株主の皆様への適切な判断または当社取締役会もしくは独立委員会による適切な評価、検討のための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、合理的な回答期限（60日間を上限とします。）を定め、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

また、本必要情報の提供が完了したとき、当社取締役会は大規模買付者にその旨通知するとともに、その事実を開示いたします。

(4)評価期間

次に当社取締役会は、大規模買付行為の評価、検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。

(5)交渉・代替案の提示

当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、「大規模買付ルール」が遵守されなかった場合には、独立委員会は当社取締役会に対して発動の勧告をするものといたします。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。その場合に具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合の概要は下記のとおりとし、かかる新株予約権には対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件などを設けることがあります。

新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める割当日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数は、定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

発行する新株予約権の数

発行する新株予約権の数は、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使条件等

大規模買付者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。

また、取得条項および取得条件を設けることがあり、大規模買付者その他の株主とで、取得の対価等に関し、異なる取り扱いをすること、あるいは大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

なお、大規模買付者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が定めるものとする。

また、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合など、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提供を求めた必要情報の一部が大規模買付者より提供されていないことのみをもって、大規模買付者による「大規模買付ルール」の不遵守を認定することはしないものといたします。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも「大規模買付ルール」が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合

大規模買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上当社株主に当社の株式等の売却を強要するものである場合

大規模買付行為の結果、当社の従業員・取引先・顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社株主全体の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって判断される場合

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るため、例外的に適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響

を踏まえたうえで、対抗措置を発動することの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することといたします。独立委員会の行った勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を決議し、その内容を公表するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じた場合は、当社取締役会は独立委員会に諮問し、その勧告を受け、株主共同の利益を守るために発動した対抗措置を維持することが相当ではないと判断した場合は、対抗措置を中止または発動の停止をするものとし、その内容を公表いたします。

7. 独立委員会

当社取締役会は、「大規模買付ルール」を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者、上場取引所の基準において独立性の認められる社外役員等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、意向表明書が提出されたとき、または大規模買付行為の動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しているかどうかのチェックや、対抗措置発動の適否などを諮問し、独立委員会は、次の から の諮問を受けた事項について、原則として取締役会評価期間内に当社取締役会に対して勧告を行います。

大規模買付ルールを遵守しているか否かの判断

大規模買付行為の該当性の判断

対抗措置の発動または不発動

対抗措置の発動の中止または停止

対抗措置の発動または不発動における各種条件の設定

その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと決議した事項

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止したときや対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じたときは、当社取締役会は独立委員会を招集し、対抗措置の発動の中止や停止の適否などを諮問し、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行います。

独立委員会は、大規模買付者が提供した本必要情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じて大規模買付者に対し、合理的に必要なと考える情報の提供を求めることができるものいたします。

独立委員会が上記勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえ、独立委員会が独自の判断で行うものいたします。また、独立委員会は、必要に応じて当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものいたします。

対抗措置の発動または不発動、対抗措置の発動の中止や停止は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が当社取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置づけております。

8. 大規模買付ルールの有効期限

「大規模買付ルール」の有効期限は、平成27年6月24日開催の定時株主総会の日から平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。ただし、当該株主総会において「大規模買付ルール」の継続が承認可決された場合、かかる有効期限はさらに3年延長されるものとし、以後も同様といたします。

なお、有効期限の到来前であっても、当社株主総会または当社取締役会において「大規模買付ルール」を廃止する旨の決議がなされた場合は、「大規模買付ルール」はその時点で廃止されるものいたします。

また、当社取締役会は、有効期限の到来前であっても、企業価値および株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、「大規模買付ルール」を随時見直し、当社株主総会の承認可決を得て、「大規模買付ルール」の改定を行うことがあります。

その場合には、その変更内容を速やかにお知らせいたします。

9. 株主に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主に与える影響等

「大規模買付ルール」は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、「大規模買付ルール」の設定は、当社株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様利益に資するものであると考えております。

(2)対抗措置発動時に株主に与える影響等

当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（「大規模買付ルール」を遵守しなかった大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社は、新株予約権の割当の基準日や新株予約権の割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したり、大規模買付行為の条件等を変更するなどの事情により、対抗措置の発動の中止または停止を当社取締役会が決議したときは、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3,794百万円であります。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した主要な設備の計画は次のとおりです。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	投資予算額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	龍野工場 (兵庫県 たつの市)	印刷材・ 産業工材関連	生産設備	1,850		自己資金	平成27年 7月	平成28年 9月
提出会社	神奈川県 平塚市	印刷材・ 産業工材関連	再構築計画	2,000		自己資金	平成27年 10月	平成29年 7月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,564,240	76,564,240	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	76,564,240	76,564,240		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成27年度第1回新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成27年8月6日
新株予約権の数(個)	146(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成27年8月22日～平成47年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,284 資本組入額 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および常勤顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、行使することができる。 の期間にかかわらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成46年8月21日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成46年8月22日～平成47年8月21日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(注) 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年9月30日		76,564,240		23,201		26,816

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本製紙株式会社	東京都北区王子1丁目4番1号	217,377	28.39
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	29,319	3.82
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	22,952	2.99
庄司 たみ江	東京都文京区	17,969	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	17,751	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,803	2.19
塩 飽 恵以子	東京都港区	15,435	2.01
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	11,997	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	11,755	1.53
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	9,640	1.25
計		371,001	48.45

- (注) 1 上記のほか、自己株式が44,159百株(5.76%)あります。
 2 百株未満は切り捨てて表示しております。
 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式はすべて信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,415,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 61,500		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,037,300	720,373	同上
単元未満株式	普通株式 49,540		同上
発行済株式総数	76,564,240		
総株主の議決権		720,373	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、熊谷産業株式会社所有の相互保有株84株および当社所有の自己株式67株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) リンテック株式会社	東京都板橋区 本町23番23号	4,415,900		4,415,900	5.76
(相互保有株式) 熊谷産業株式会社	埼玉県熊谷市 万吉3724番地1	59,500		59,500	0.07
桜井株式会社	東京都台東区池之端 1丁目2番18号	2,000		2,000	0.00
計		4,477,400		4,477,400	5.84

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,059	63,604
受取手形及び売掛金	64,094	64,590
たな卸資産	32,142	33,666
その他	4,823	5,658
貸倒引当金	103	100
流動資産合計	163,017	167,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	26,595	29,207
機械装置及び運搬具（純額）	19,299	18,634
土地	10,263	10,254
建設仮勘定	3,635	3,184
その他（純額）	1,710	1,823
有形固定資産合計	61,503	63,104
無形固定資産		
投資その他の資産	2,538	2,550
退職給付に係る資産	1,823	1,958
その他	8,779	8,546
貸倒引当金	217	103
投資その他の資産合計	10,384	10,401
固定資産合計	74,427	76,056
資産合計	237,444	243,476

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,674	41,701
短期借入金	1,695	1,695
未払法人税等	3,413	2,653
役員賞与引当金	111	49
その他	11,164	12,045
流動負債合計	57,058	58,144
固定負債		
環境対策引当金	140	138
退職給付に係る負債	7,853	7,930
その他	717	668
固定負債合計	8,711	8,737
負債合計	65,770	66,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金	26,830	26,829
利益剰余金	116,638	121,213
自己株式	7,741	7,719
株主資本合計	158,928	163,524
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	832	747
為替換算調整勘定	11,256	11,346
退職給付に係る調整累計額	503	173
その他の包括利益累計額合計	11,586	11,919
新株予約権	166	177
非支配株主持分	992	972
純資産合計	171,674	176,594
負債純資産合計	237,444	243,476

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	100,489	106,529
売上原価	75,569	79,202
売上総利益	24,920	27,326
販売費及び一般管理費	1 16,165	1 17,694
営業利益	8,754	9,632
営業外収益		
受取利息	156	162
受取配当金	40	40
固定資産売却益	2	3
為替差益	97	104
その他	161	155
営業外収益合計	458	468
営業外費用		
支払利息	10	10
固定資産除却損	49	180
支払補償費	685	27
その他	66	85
営業外費用合計	812	303
経常利益	8,400	9,796
特別利益		
固定資産売却益	259	11
子会社清算益	69	-
特別利益合計	329	11
特別損失		
退職給付制度終了損	-	2 251
特別損失合計	-	251
税金等調整前四半期純利益	8,730	9,557
法人税、住民税及び事業税	2,941	3,128
法人税等調整額	280	36
法人税等合計	2,660	3,165
四半期純利益	6,069	6,391
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	9	59
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,059	6,451

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	6,069	6,391
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	153	85
為替換算調整勘定	1,425	98
退職給付に係る調整額	50	359
その他の包括利益合計	1,221	372
四半期包括利益	4,848	6,764
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,863	6,784
非支配株主に係る四半期包括利益	15	20

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,730	9,557
減価償却費	4,273	4,203
のれん償却額	36	43
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	31	160
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	117
受取利息及び受取配当金	197	203
支払利息	10	10
有形固定資産売却損益(は益)	260	15
有形固定資産除却損	40	73
売上債権の増減額(は増加)	1,786	387
たな卸資産の増減額(は増加)	811	1,409
仕入債務の増減額(は減少)	167	943
子会社清算損益(は益)	69	-
退職給付制度終了損	-	251
その他	939	1,101
小計	12,450	12,007
利息及び配当金の受取額	211	228
利息の支払額	10	10
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,985	3,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,666	8,282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	5,104	5,206
定期預金の払戻による収入	7,017	6,065
有形固定資産の取得による支出	2,670	4,455
有形固定資産の売却による収入	422	24
無形固定資産の取得による支出	51	231
子会社の清算による収入	105	-
その他	49	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	231	3,782
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	185	-
配当金の支払額	1,515	1,876
自己株式の取得による支出	0	1
その他	104	108
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,435	1,986
現金及び現金同等物に係る換算差額	372	153
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,626	2,360
現金及び現金同等物の期首残高	44,992	56,050
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,449	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	54,068	58,411

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに設立したLINTEC ASIA PACIFIC REGIONAL HEADQUARTERS PRIVATE LIMITEDを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用することとしております。

なお、当第2四半期連結累計期間においては該当事象の発生がなく、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成27年3月26日)を第1四半期連結会計期間から適用し、本実務対応報告に定める経過的な取扱いに従い、従来どおり、連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却しており、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
商品及び製品	10,714百万円	11,957百万円
仕掛品	11,678百万円	12,525百万円
原材料及び貯蔵品	9,749百万円	9,183百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
運送費及び保管費	2,665百万円	2,652百万円
給料及び手当	3,597百万円	3,986百万円
退職給付費用	188百万円	159百万円
役員賞与引当金繰入額	41百万円	49百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	4百万円
減価償却費	517百万円	474百万円
研究開発費	3,250百万円	3,794百万円

2 退職給付制度終了損

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

米国子会社における退職給付制度の一部廃止に伴う終了損であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	58,316百万円	63,604百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	4,248百万円	5,193百万円
現金及び現金同等物	54,068百万円	58,411百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月8日 取締役会	普通株式	1,514	21	平成26年3月31日	平成26年6月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	1,587	22	平成26年9月30日	平成26年12月10日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動
 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	1,875	26	平成27年3月31日	平成27年6月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	1,948	27	平成27年9月30日	平成27年12月10日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工 材関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	42,748	39,353	18,387	100,489		100,489
セグメント間の 内部売上高又は振替高	29	36	8,455	8,521	8,521	
計	42,777	39,389	26,843	109,010	8,521	100,489
セグメント利益	1,743	5,196	1,768	8,708	45	8,754

(注) 1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	印刷材・産 業工材関連	電子・光学 関連	洋紙・加工 材関連	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	44,433	43,420	18,675	106,529		106,529
セグメント間の 内部売上高又は振替高	108	146	8,734	8,989	8,989	
計	44,541	43,567	27,410	115,519	8,989	106,529
セグメント利益	1,311	6,010	2,274	9,596	35	9,632

(注) 1 セグメント利益の調整額は、すべてセグメント間取引消去の金額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	84円00銭	89円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,059	6,451
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	6,059	6,451
普通株式の期中平均株式数(千株)	72,132	72,139
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	83円89銭	89円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	93	101
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第122期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)中間配当については、平成27年11月9日開催の取締役会において、平成27年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,948百万円
1株当たりの金額	27円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月11日

リンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 秀 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 秀 穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。